

令和元年度 市単事業 南城公園図化作業業務委託 特別仕様書

第1章 総則

小諸市役所（子ども育成課）発注の令和元年度市単事業南城公園図化作業業務に適用する。作業に当たっては、「測量業務共通仕様書（H28.10.1 長野県建設部）」（以下共通仕様書という）に基づき実施する。共通仕様書に対する特記・追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、以下の選択項目については、■（黒塗り）を選択とする。

第2章 目的

この業務は、芦原保育園及び中央保育園の統合に伴い、新規保育園建設予定地である南城公園の平面図等を作成するための図化作業業務を実施することを目的とする。

第3章 実施場所

小諸市甲字南城とし、別添位置図に示すとおりである。

第4章 技術者の指定

技術者として、測量業務に関する資格を保有している者、または測量業務の経験が10年以上を有するものとする。

第5章 作業内容

1 3級基準点測量

図化作業にあたり、現地座標との整合をとるため基準点を設置する。

2 図化（1/500）

現地測量及び写真から図化作業を行い、平面図作成する。

3 公図等の転写、公図等転写連続図作成

公図等の取得及び公図等転写連続図の作成を実施する。

4 打合せ

打合せ協議は、着手時、中間、成果品納入時に行うものとし、打合せ事項を記録簿にまとめ、監督職員に提出し相互に確認する。

5 その他

作業にあたっては、現場状況や条件等を十分把握し、関係機関への手続きを行うとともに、第三者を含んだ安全確保を図ること。

第6章 立ち入り条件

有り（具体的に記入）

無し

- 1 第三者に被害を与え、トラブルを生じることのないよう留意すること。
- 2 必要な土地の立ち入り及び使用等については事前に監督員と協議すること。
- 3 伐採が必要な場合については事前に監督員と協議すること。協議なく第三者に被害を与えた場合は請負者の負担で補償すること。

第7章 作業条件

有り（具体的に記入）

無し

一般の公園利用者に配慮した作業計画とすること。

第8章 法令の遵守

業務に当り、労働関連法令、その他関係法令を遵守しなければならない。

第9章 秘密の保持

請負者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第10章 作業の留意点

有り（具体的に記入すること）

無し

第11章 貸与資料

有り（必要により）

無し

- 1 貸与資料は、原則として第1回打ち合わせ時に一括貸与するものとし、監督員の請求があった場合の他、完了検査時に一括返却しなければならない。
- 2 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督員と協議する。

第12章 成果品

次のとおりとする。

区 分	規 格 等	部数	備考
報 告 書	A4版とし、極力分冊を避けること	2部	電子データ含
図 面		2部	

- 1 打ち合わせ記録簿、協議書等は、時系列的に要点をまとめ報告書内一括綴り込むこと。
- 2 上記成果品の内容は、共通仕様書成果品一覧表に記載されたもののうち、当業務に該当するものとする。ただし、共通仕様書に記載された成果品の規格等を変更する場合は監督員と協議のうえで提出すること。
- 3 成果品は電子データでも提出すること。

第13章 予想作業量の報告

履行期間終了1ヶ月前までに監督員に書面で提出すること。

第14章 関連業務

有り

無し

第15章 契約変更

- 1 調査基本条件に変更が生じた場合。
- 2 調査作業項目及び数量に変更が生じた場合。
- 3 実施期間に変更が生じた場合。
- 4 対外的協議により調査計画等に変更が生じた場合。
- 5 その他監督員との協議により必要と認められたもの。

第16章 共通仕様書類の貸与

市販されている図書は、原則請負者の負担で購入するものとするが、必要に応じて貸与するので監督員に申し出ること。(長野県建設部ホームページよりダウンロード可能)

第17章 定めなき事項

この仕様書に定めのない事項またはこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合には監督員と協議すること。

